銅精鉱	COPPER CONCENTRATE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄精鉱	IRON CONCENTRATE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄精鉱（ペレットフィード）	IRON CONCENTRATE (pellet feed)	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄精鉱（シンターフィード）	IRON CONCENTRATE (sinter feed)	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。